



2026 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 澁 谷 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 澁 谷 英 利
(コト`番号 6340 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 宮 前 和 浩
(TEL 076 - 262 - 1201)

当社無菌充填システム製品に関する米国特許係争の判決に関するお知らせ

澁谷工業株式会社（本社：石川県金沢市、以下「当社」）は、Steuben Foods, Inc.（本社：米国NY州エルマ、以下「Steuben 社」）が当社に対して提起した特許権侵害訴訟について、2026 年 10 月 13 日（現地時間）、デラウェア州連邦地方裁判所が一審判決を下しましたのでお知らせします。

一審判決にて、(1)Steuben 社が保有する米国特許 No. 6, 536, 188 のクレーム 19 項と 22 項と米国特許 No. 6, 209, 591 のクレーム 26 項に対しての侵害、(2) 38.3 百万ドルの損害賠償及び 10.3 百万ドルの判決前利息（prejudgment interest）が認定されました。

当社は、引き続き当社の権利を守るべく、米国連邦巡回区控訴裁判所への控訴を含めてあらゆる法的手段を検討し行う予定です。なお、本件にて侵害が認定された Steuben 社の特許は、既に権利が消滅しており、今後の当社の無菌充填システムの販売、使用及びメンテナンスに対して一切影響を与えるものではありません。

今回の一審判決に伴う 2027 年 6 月期通期の連結業績への影響については現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

以 上